



ごみ出しに困っている
高齢者・障がい者等をサポートする

福山市 ふれあい収集 はじめます。



高齢社会が進むにつれ、自力ではごみ出しができないという状況が全国で問題となっています。いつまでも安心して生活ができるよう「ごみ出しのバリアフリー」に向けて、戸別収集を行います。



福山市環境イメージキャラクター
「くわいちゃん」

利用要件 福山市に在住し、次の要件を満たすこと。

① **単身世帯**のうち次に該当する人

■ **65歳以上**で**要介護1以上**の人

■ 次の障がい者手帳を有する人

ア) 下肢及び体幹3級以上

イ) その他2級以上

ウ) ⑧以上の療育手帳を有する人

エ) 1級の精神障がい者保健福祉手帳を有する人

※ごみ出しが困難な実態が確認できれば認定される場合があります。

(まずはご相談ください)

② 上記に準ずる世帯

申請受付の開始について

● **2025年(令和7年)4月1日(火)**から申請受付を開始します。

● 提出していただくもの

① 利用申請書(様式第1号)

(申請窓口で受け取るか、福山市HPからダウンロードできます。)

② 次に掲げる証明書

■ 介護保険被保険者証の写し ■ 身体障がい者手帳の写し

■ 療育手帳の写し ■ 精神障がい者保健福祉手帳の写し

■ その他ごみ出しが困難であることを証明できる書類の写し

※ 本事業は、「**ごみ屋敷**」・「**空家**」の片付けを行うものではありません。

※ 既に利用認定を受けている方は、新たな申請の必要はありません。

戸別収集の内容

① 市の職員が申請者宅まで伺い、直接ごみ収集(戸別収集)を行います。

② ごみの収集は、**週1回**行います。

③ 希望者には**安否確認(声かけ)**を行います。

※ 燃やせる粗大ごみや、市で回収できないものは収集しません。

※ 収集日については、面談で希望の曜日を伺います。

裏面もご覧ください →

支援までの流れ

① 申請書提出

申請書と証明書類
の提出。
(代理申請 可)

② 訪問面談

ご自宅で面談を
行います。
※申請者・ケアマネジャー・
支援スタッフ(市職員)の
三者で面談実施

③ 結果通知

面談の結果
(認定・不認定)を
通知します。
※書面で郵送

④ 支援開始

週1回訪問し、
ごみ収集を行います。
希望者には
安否確認(声かけ)
を実施します。

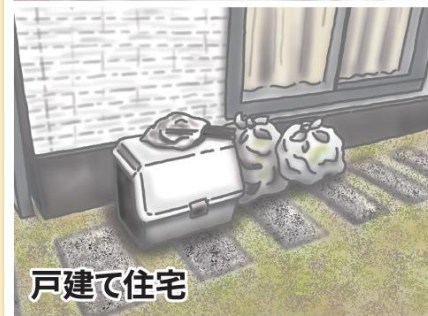
結果通知まで1ヵ月程度



集合住宅



集合住宅



戸建て住宅

ごみ出し場所
の一例



収集車両

収集の様子



ごみ出しの
バリア
フリー!



申請窓口について

廃棄物対策課 TEL.084-928-1073
南部環境センター TEL.084-954-2125
西部環境センター TEL.084-930-0411

北部環境センター TEL.084-976-8809
東部環境センター TEL.084-940-2573

問い合わせ先

南部環境センター ☎ 084-954-2125

✉ nanbu-kankyocenter@city.fukuyama.hiroshima.jp

〒721-0956 福山市箕沖町107番地7 FAX.084-957-2174

